



Q 保険料を納めるのは五十九歳までか、六十歳までか

A 満六十歳となるまでです。
つまり、五十九歳が終るまでということになりますので、満五十九歳と十二ヵ月のときまで、というのが正確な言い表し方です。
ふつう、わたしたちは、年齢をきかれて何歳何ヵ月とは答えません。五十九歳十ヵ月でも五十九歳と言いますので、あいまいと言えます。しかし、こと権利に

資格を得るには、「二十五年間保険料を続けて納めていなければならない」のですが、その二十五年間というのは、「六十歳まで」とか、「五十九歳まで」とか、いろいろ表現されていて混乱します。正確にはどうなんですか？

関することがらは、あいまいで困惑します。

正確にいえば、満年齢は誕生日の前日に成立しますので誕生日は「満〇〇歳と一日」に当たります。

そこで、受給支格を得るために制限年齢の計算は、五十九歳の終るときまでとなりますが、逆に、六十歳となる月の前の月までとおぼえておけば間違いありません。

Q 繰上げ支給を希望する

現在六十歳です。聞くところによると六十五歳前でも老齢年金をもらえるそうですが、繰上げてもらうとどうなりますか？私は二十一年間保険料を納めています。

忘れずに提出しよう現況届を

A 老齢年金は六十五歳から支給されますが、六十歳以上で希望すれば六十歳～六十四歳の希望する年齢から繰上げてもらうことができます。この場合、年金額は支給を希望する年齢によって、表のとおり年金額が差し引かれた額となっています。

繰り上げ支給を希望する年齢	支給割合	年金額
60歳以上～61歳未満	0.58	295,800円
61歳以上～62歳未満	0.65	331,500円
62歳以上～63歳未満	0.72	367,200円
63歳以上～64歳未満	0.80	408,000円
64歳以上～65歳未満	0.89	453,900円
65歳（正常の支給年齢）	1.00	510,000円

(年金額は21年間保険料を納めたときの昭和57年8月現在の額)

になつても、その額は引き上げられることなく、一生減額された年金をうけなければなりません。老齢年金の支給の繰上げを請求するときは、この点を十分考えて行う必要があります。



国民年金に加入しましょう

二〇歳になつたら、他の年金に加入してない人は、国民年金へ加入の手続きをしまさう。市役所市民課年金係、各出張所で手続きをします。なお、年金係では二〇歳になられる方には、電話照会・文書・小冊子による加入勧奨を実施しております。制度についてご理解のうえ加入手続きをして下さい。

○提出期限は、あなたの誕生

○届出用紙は、はがきになつていていますが、折り曲げたり汚したりしないで切手をはつてポストに入れて下さい。

○受給権者がすでに死亡して

いる場合は、「国民年金老

齢年金、通算老齢年金受給者死亡届」を遺族の方は、市役所年金係に提出して下さい。

提出がされませんと、年金の支払いが受けられなくなることがありますのでご注意下さい。

不明な点がありましたら市役所年金係におたずね下さい。

「はたち」のみなさん



なお、現況届が期限までに